

(証券コード 4671)

令和2年6月2日

株 主 各 位

京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地
株式会社 ファルコホールディングス
代表取締役社長 安 田 忠 史

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府から緊急事態宣言が発せられました。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って、令和2年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月23日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都 6階 会議室C
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第33期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 監査役2名選任の件
- 第3号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.falco-hd.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、ご来場をお控えください。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。

## 当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 本招集ご通知において添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.falco-hd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
  - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ② 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
2. 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.falco-hd.co.jp>) に掲載することにより、お知らせいたします。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。是非とも、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使には、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会ご出席による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

令和2年6月23日(火曜日)  
午前10時



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

令和2年6月22日(月曜日)  
午後5時30分までに到着



### インターネットによる 議決権行使

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和2年6月22日(月曜日)  
午後5時30分までに入力

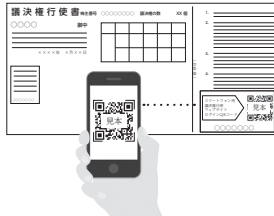
◎ 当日ご出席の際は、開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

その他のご照会は、右記のお問い合わせ先をお願いいたします。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

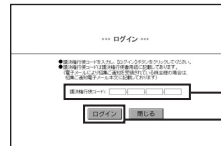
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社へお問い合わせください。
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部  
☎ 0120 (782) 031  
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 1. インターネットによる議決権行使の際のご注意について

- (1) 議決権の行使期限は令和2年6月22日(月曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## 2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り有効です。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の改善や雇用環境の緩やかな回復が見られていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の停滞が懸念されるなど、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く受託臨床検査市場では、市場の成熟化を受け、厳しい競争環境が依然として続いております。調剤薬局市場では、厚生労働省による「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、患者本位の医薬分業の実現に向けて機能の充実が求められつつ、調剤報酬及び薬価の改定による影響を受けております。また、両市場とも新型コロナウイルスの感染拡大による受診患者数の減少により、更に厳しい事業環境となっております。

当社グループでは、このような事業環境のもと、臨床検査事業及び調剤薬局事業の収益力の強化を図るとともに、将来の事業環境の変化を見据えた事業展開を進めてまいりました

平成31年2月に当社連結子会社である株式会社ファルコバイオシステムズの総合研究所にて発生した火災では、関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしました。関係各位のご支援により、火災からの復旧は発生当初の想定より早期に完了させることができました。

しかしながら、当連結会計年度においては、臨床検査事業における火災の影響に加え、期末にかけての新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高は431億85百万円（前期比2.2%減）、営業利益は8億41百万円（前期比37.1%減）、経常利益は9億41百万円（前期比42.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、火災事故に対する受取保険金19億28百万円を特別利益として、また検査体制の再構築を目的としたコスト構造改善関連費用6億円等を特別損失として計上したことなどにより、12億43百万円（前期比90.3%増）となりました。

なお、火災の発生原因は、消防による調査並びに社内調査の結果、微生物検査室内のコンセントプラグ周辺におけるトラッキング現象である可能性が高いと推定されました。この調査結果を踏まえ、日常の整理整頓・清掃の徹底、消火設備・防災器具の整備、社内研修・消防避難訓練の拡充、定期点検の実施など、再発防止の徹底に努めてまいりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

#### ① 臨床検査事業

臨床検査事業につきましては、火災からの復旧に向けて取り組むとともに、検査体制及び営業体制の再構築を進め、収益基盤の強化に努めました。また、火災からの復旧が早期に完了したことにより、大都市圏を重点地域とした新規顧客の獲得を更に進めるとともに、クラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」の販売強化に努めました。加えて、次世代がんゲノム医療の進展と医療費運用最適化の早期実現が望まれるなか、癌種横断的なコンパニオン診断薬「MSI検査キット（FALCO）」（※）の販売強化に取り組みました。

（※）キイトルーダ®（一般名：ペムプロリズマブ）の固形癌患者への適応判定及びオプジーボ®（一般名：ニボルマブ）の結腸・直腸癌患者への適応判定に用いる体外診断用医薬品。平成30年に世界で初めての癌種横断的なコンパニオン診断薬として、薬事承認を取得。

このような事業展開の結果、「MSI検査キット（FALCO）」の販売実績は順調に推移しましたが、火災の影響に加え、期末にかけての新型コロナウイルスの感染拡大による受診患者数減少等の影響により、受託検体数が大きく減少したため、臨床検査事業の売上高は261億52百万円（前期比3.8%減）、営業利益は41百万円（前期比93.5%減）となりました。

#### ② 調剤薬局事業

調剤薬局事業につきましては、堅実な店舗運営を推進しつつ、既存店舗の処方箋応需の拡大及び店舗運営の効率化に取り組みました。具体的な取り組みといたしまして、地域医療への貢献が求められるなか、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる役割・機能を果たすとともに、高齢者施設及び在宅の処方箋応需の拡大を進めてまいりました。加えて、不採算店舗の見直しなど、店舗運営の効率化に取り組みました。

当連結会計年度において、1店舗を開局、5店舗を閉局、既存1店舗をフランチャイズ化したことにより、当連結会計年度末における当社グループが運営する調剤薬局店舗総数は106店舗（フランチャイズ店6店舗含む）となりました。

このような事業展開の結果、店舗数減少や期末にかけての新型コロナウイルスの感染拡大による受診患者数減少等の影響により処方箋枚数が減少したものの、処方箋単価の上昇により、売上高は170億49百万円（前期比0.4%増）、営業利益は10億43百万円（前期比18.3%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、22億35百万円であります。その主なものは、臨床検査事業の事業所・営業所・研究所の建物等、検査機器、システム関連機器及びソフトウェア並びに調剤薬局事業の店舗設備及び調剤機器であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。

## (4) 対処すべき課題

### ①新型コロナウイルスPCR検査実施能力の拡充

当社グループの中核事業会社である株式会社ファルコバイオシステムズでは、新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)のPCR検査を受託しており、着実に検査実施能力を増強してまいりました。今後も当該検査の実施と更なる検査実施能力の増強を通して、わが国における新型コロナウイルスの感染拡大の抑制に貢献すべく、取り組んでまいります。

### ②新型コロナウイルス感染症の影響への対策

新型コロナウイルスの感染対策について、新型コロナウイルス対策本部を設置し、全社的に情報を共有して迅速かつ的確な対応を講じることにより、事業継続の体制の強化と施策の実行に取り組んでおります。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、医療機関を受診する患者数が減少しており、受託検体数や処方箋枚数が更に減少することで、当社グループの業績に甚大な影響が発生する可能性があります。その影響の大きさ、期間等については未だ不透明であります。当面、現預金水準を上げるなど、財務基盤の安定維持を図ってまいります。また、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるため、検査体制・営業体制の柔軟な対応、業務効率化及び固定費を含むコスト構造の大幅な見直しなどの対策に取り組んでおります。

### ③事業構造の再構築とイノベーションの推進

臨床検査事業におきましては、事業環境の変化を踏まえ、事業構造の再構築及びコスト構造の見直しを進めるとともに、ICTを活用した事業のイノベーションを図ることにより、顧客ニーズに対応した新たなサービスの提供など、事業領域の拡大に取り組んでまいります。

また、クラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」の販売を推進するとともに、コンパニオン診断薬「MSI検査キット(FALCO)」の更なる適応拡大を進めて、医療発展に寄与してまいります。

調剤薬局事業におきましては、既存店舗の処方箋応需の拡大及び店舗運営の効率化、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる機能の充実、近隣の高齢者施設及び医療機関との連携、地域密着の薬局づくりといったこれまでの取り組みを一層強化するとともに、ICTの活用に取り組んでまいります。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 30 期<br>平成29年3月期 | 第 31 期<br>平成30年3月期 | 第 32 期<br>平成31年3月期 | 第 33 期<br>(当連結会計年度)<br>令和2年3月期 |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------|
| 売上高(百万円)             | 45,971             | 45,962             | 44,156             | 43,185                         |
| 経常利益(百万円)            | 2,269              | 2,385              | 1,632              | 941                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 1,478              | 1,697              | 653                | 1,243                          |
| 1株当たり当期純利益(円)        | 133.90             | 156.12             | 59.80              | 116.87                         |
| 総資産(百万円)             | 30,839             | 32,656             | 32,124             | 31,957                         |
| 純資産(百万円)             | 17,664             | 19,081             | 19,014             | 18,893                         |
| 1株当たり純資産額(円)         | 1,624.31           | 1,745.40           | 1,725.03           | 1,776.01                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 30 期<br>平成29年3月期 | 第 31 期<br>平成30年3月期 | 第 32 期<br>平成31年3月期 | 第 33 期<br>(当事業年度)<br>令和2年3月期 |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 営業収益(売上高)(百万円) | 1,853              | 2,003              | 4,123              | 2,423                        |
| 経常利益(百万円)      | 462                | 742                | 3,094              | 1,227                        |
| 当期純利益(百万円)     | 567                | 990                | 3,076              | 1,256                        |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 51.40              | 91.10              | 281.59             | 118.11                       |
| 総資産(百万円)       | 19,766             | 21,340             | 21,555             | 20,652                       |
| 純資産(百万円)       | 14,295             | 15,006             | 17,361             | 17,253                       |
| 1株当たり純資産額(円)   | 1,314.21           | 1,371.30           | 1,574.26           | 1,621.07                     |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況（令和2年3月31日現在）

| 会 社 名           | 資 本 金<br>(単位：百万円) | 当社の出資比率<br>(%) | 主 要 な 事 業 内 容                                                                |
|-----------------|-------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| (株)ファルコバイオシステムズ | 98                | 100            | 臨床検体検査受託業務<br>医療情報システムの<br>開発・販売業務<br>体外診断用医薬品等の<br>製造・販売業務<br>食品衛生・環境検査受託業務 |
| (株)ア テ ス ト      | 50                | 100            | 体外診断用医薬品等の<br>販 売 業 務                                                        |
| (株)ファルコファーマシーズ  | 45                | 100            | 処方箋調剤業務                                                                      |
| チューリップ調剤(株)     | 453               | 100            | 処方箋調剤業務                                                                      |
| (株)ファルコビジネスサポート | 5                 | 100            | 管理業務の受託                                                                      |

### ② 企業結合の成果

当連結会計年度末の子会社は、上記の重要な子会社5社であり、当連結会計年度の売上高は431億85百万円（前期比2.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億43百万円（前期比90.3%増）となりました。

## (7) 主要な事業内容（令和2年3月31日現在）

当社グループは、臨床検査事業及び調剤薬局事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 臨床検査事業
  - 臨床検体検査の受託業務
  - 電子カルテ等の医療情報システムの開発・販売業務
  - 体外診断用医薬品等の製造・販売業務
  - 食品衛生・環境検査の受託業務
- ② 調剤薬局事業
  - 処方箋調剤業務を行う調剤薬局の経営

## (8) 主要な事業所（令和2年3月31日現在）

| 会 社 名           | 所 在 地                      |
|-----------------|----------------------------|
| (株)ファルコホールディングス | 本 社 京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地 |
| (株)ファルコバイオシステムズ | 本 社 京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地 |
| (株)ア テ ス ト      | 本 社 京都府宇治市槇島町落合121番地の2     |
| (株)ファルコファーマシーズ  | 本 社 京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地 |
| チュールリップ調剤(株)    | 本 社 富山市新桜町2番21号MKD.9富山ビル5F |
| (株)ファルコビジネスサポート | 本 社 京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地 |

(注) チュールリップ調剤株式会社は、令和2年2月10日付で、本社を移転いたしました。

(9) 従業員の状況 (令和2年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分    | 従業員数           | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|----------------|-------------|
| 臨床検査事業  | 811 (1,084)名   | 84名減 (94名減) |
| 調剤薬局事業  | 399 (183)名     | 9名減 (2名減)   |
| 全社 (共通) | 39 (4)名        | 6名減 (1名減)   |
| 合計      | 1,249 (1,271)名 | 99名減 (97名減) |

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外数)は、定時社員、契約社員及び嘱託社員の当連結会計年度平均雇用人員であります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数  | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------|-----------|-------|--------|
| 2(2)名 | 2名減(一)    | 53.0歳 | 31.4年  |

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。

2. 従業員数欄の(外数)は、嘱託社員の当事業年度平均雇用人員であります。

(10) 主要な借入先 (令和2年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 借入先         | 借入額   |
|-------------|-------|
| 株式会社京都銀行    | 1,381 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 500   |

(注) 株式会社京都銀行からの借入額には、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定されたファルコホールディングス従業員持株会専用信託が、当社株式を取得するための原資として行った当社保証による借入額を含んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項（令和2年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

### (2) 発行済株式の総数及び資本金

発行済株式の総数 11,280,177株  
資本金 3,371,621,867円

(3) 株主数 12,160名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                        | 持株数      | 持株比率 |
|----------------------------|----------|------|
| 株式会社京都銀行                   | 531,600株 | 4.9% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 509,400株 | 4.7% |
| ファルコホールディングス従業員持株会         | 442,704株 | 4.1% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 336,700株 | 3.1% |
| 株式会社三菱UFJ銀行                | 315,900株 | 2.9% |
| 株式会社ビー・エム・エル               | 314,800株 | 2.9% |
| 光通信株式会社                    | 279,400株 | 2.6% |
| 赤澤寛治                       | 268,190株 | 2.5% |
| 株式会社ホルスクリエーションズアカザワ        | 252,000株 | 2.3% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 211,600株 | 2.0% |

(注) 持株比率は自己株式（504,716株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生 の 拡 充、及 び 株 主 と し て の 資 本 参 加 に よ る 従 業 員 の 勤 労 意 欲 高 揚 を 通 じ た 当 社 の 恒 常 的 な 発 展 を 促 す こ と を 目 的 と し て、平成29年9月より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

なお、本プランの導入のために設定されたファルコホールディングス従業員持株会専用信託が、当事業年度末において所有する当社株式数は、193,000株であります。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

| 名 称<br>( 発 行 決 議 日 )                | 新 株 予 約 権<br>の<br>数 | 新 株 予 約 権 の<br>目 的 と な る 株 式<br>の 種 類 及 び 数 | 行 使 期 間                                  | 行 使 価 額          | 行 使 の 条 件 |
|-------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------|------------------|-----------|
| 第 1 回 新 株 予 約 権<br>(平成29年 2 月 10 日) | 135 個               | 普通 株 式<br>13,500 株                          | 平成29年 2 月 28 日 から<br>令和19年 2 月 27 日 まで   | 1 株 当 た り<br>1 円 | (注) 2.    |
| 第 2 回 新 株 予 約 権<br>(平成29年 9 月 26 日) | 363 個               | 普通 株 式<br>36,300 株                          | 平成29年 10 月 12 日 から<br>令和19年 10 月 11 日 まで | 1 株 当 た り<br>1 円 | (注) 3.    |
| 第 3 回 新 株 予 約 権<br>(平成30年 8 月 7 日)  | 245 個               | 普通 株 式<br>24,500 株                          | 平成30年 8 月 23 日 から<br>令和20年 8 月 22 日 まで   | 1 株 当 た り<br>1 円 | (注) 4.    |

(注) 1. 上記の新株予約権は、当社の子会社の取締役（非常勤取締役及び使用人兼務取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として発行したものであります。子会社の取締役に  
は、当社役員を兼務する者が含まれております。

#### 2. 第 1 回新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記の行使期間内において、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

#### 3. 第 2 回新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

#### 4. 第 3 回新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

#### (2) 当事業年度の末日において当社役員が有している新株予約権等の状況

| 区 分   | 名 称             | 新 株 予 約 権 の 数 及 び<br>目 的 と な る 株 式 の 数 | 保 有 者 数 |
|-------|-----------------|----------------------------------------|---------|
| 取 締 役 | 第 1 回 新 株 予 約 権 | 57 個 (5,700 株)                         | 2 名     |
| 取 締 役 | 第 2 回 新 株 予 約 権 | 157 個 (15,700 株)                       | 2 名     |
| 取 締 役 | 第 3 回 新 株 予 約 権 | 142 個 (14,200 株)                       | 4 名     |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (令和2年3月31日現在)

| 地 位         | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                 |
|-------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長     | 安 田 忠 史   | 経営企画室長<br>臨床事業室長<br>ファーマ事業室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>代表取締役社長                                             |
| 代表取締役専務     | 松 原 宣 正   | 株式会社ファルコファーマシーズ<br>代表取締役社長<br>チューリップ調剤株式会社<br>代表取締役社長                                                   |
| 取 締 役       | 大 西 規 和   | 管理室長<br>経営企画室副室長<br>株式会社ファルコビジネスサポート<br>代表取締役社長                                                         |
| 取 締 役       | 河 田 與 一   | 臨床事業室副室長<br>経営企画室副室長                                                                                    |
| 取 締 役       | 郷 田 哲 夫   | 臨床事業室副室長                                                                                                |
| 取 締 役       | 内 藤 欣 也   | 内藤法律事務所 代表 弁護士<br>上新電機株式会社 社外取締役<br>大阪市開発審査会 会長<br>大阪府人事監察委員会 委員                                        |
| 取 締 役       | 勝 山 武 彦   | 税理士堀三芳事務所 公認会計士<br>枚方市代表監査委員                                                                            |
| 監 査 役 (常 勤) | 佐 野 啓 一   | 株式会社ファルコバイオシステムズ 監査役<br>株式会社アテスト 監査役<br>株式会社ファルコファーマシーズ 監査役<br>チューリップ調剤株式会社 監査役<br>株式会社ファルコビジネスサポート 監査役 |
| 監 査 役       | 福 井 啓 介   | 福井・稲田総合法律事務所 代表 弁護士                                                                                     |
| 監 査 役       | 高 坂 佳 郁 子 | 弁護士法人色川法律事務所 パートナー 弁護士<br>日本山村硝子株式会社 社外取締役 (監査等委員)<br>東洋炭素株式会社 社外監査役<br>アジア太平洋トレードセンター株式会社<br>社外監査役     |

- (注) 1. 取締役内藤欣也氏、取締役勝山武彦氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役福井啓介氏、監査役高坂佳郁子氏は、社外監査役であります。

3. 令和元年6月21日開催の第32回定時株主総会において、郷田哲夫氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
4. 令和元年6月21日開催の第32回定時株主総会の終結の時をもって、取締役最高顧問赤澤寛治氏、常務取締役江口宏志氏は、任期満了により退任いたしました。
5. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏名   | 異動前                              | 異動後                              | 異動年月日     |
|------|----------------------------------|----------------------------------|-----------|
| 安田忠史 | 代表取締役社長                          | 代表取締役社長<br>経営企画室長                | 平成31年4月1日 |
|      | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>代表取締役会長 | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>取締役     | 令和元年5月1日  |
|      | 株式会社ファルコト<br>ビジネスサポート<br>代表取締役会長 | 株式会社ファルコト<br>ビジネスサポート<br>取締役     | 令和元年6月17日 |
| 松原宣正 | 常務取締役専務<br>ファーマ事業室長              | 代表取締役専務<br>ファーマ事業室長              | 平成31年4月1日 |
|      | 代表取締役専務<br>ファーマ事業室長              | 代表取締役専務<br>臨床事業室長<br>ファーマ事業室長    | 令和元年5月1日  |
|      | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>取締役     | 株式会社ファルコズ<br>バイオシステムズ<br>代表取締役社長 | 令和元年5月1日  |
| 大西規和 | 取締役<br>管理室長<br>事業開発室長            | 取締役<br>管理室長<br>経営企画室副室長          | 平成31年4月1日 |
| 河田與一 | 取締役<br>臨床事業室副室長<br>事業開発室副室長      | 取締役<br>臨床事業室副室長<br>経営企画室副室長      | 平成31年4月1日 |
| 郷田哲夫 | 臨床事業室副室長（理事）                     | 取締役<br>臨床事業室副室長                  | 令和元年6月21日 |
| 内藤欣也 | —                                | 大阪府人事監察委員会委員                     | 平成31年4月1日 |
|      | 大阪市開発審査会委員                       | 大阪市開発審査会会長                       | 令和2年1月30日 |
| 福井啓介 | 京都府人事委員会委員                       | —                                | 令和元年7月11日 |

6. 当社は取締役内藤欣也氏、取締役勝山武彦氏、監査役福井啓介氏、監査役高坂佳郁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 色川法律事務所は、令和2年1月1日付で、弁護士法人色川法律事務所に組織変更しました。



## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 員 数 | 報 酬 等 の 額                 |
|-------|-----|---------------------------|
| 取 締 役 | 9名  | 82百万円 (うち、社外取締役2名 12百万円)  |
| 監 査 役 | 3名  | 23百万円 (うち、社外監査役2名 8百万円)   |
| 合 計   | 12名 | 106百万円 (うち、社外役員 4名 21百万円) |

- (注) 1. 上表には、令和元年6月21日開催の第32回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の賞与も含めた報酬限度額は、平成22年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の賞与も含めた報酬限度額は、平成22年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、取締役内藤欣也氏、取締役勝山武彦氏、監査役福井啓介氏、監査役高坂佳郁子氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

#### (4) 社外役員等に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 地 位       | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 先                                                                                                 | 重要な兼職先と当社との関係          |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 内 藤 欣 也   | 内藤法律事務所 代表 弁護士<br>上新電機株式会社 社外取締役<br>大阪市開発審査会 会長<br>大阪府人事監察委員会 委員                                            | いずれも重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社 外 取 締 役 | 勝 山 武 彦   | 税理士堀三芳事務所 公認会計士<br>枚方市代表監査委員                                                                                | いずれも重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社 外 監 査 役 | 福 井 啓 介   | 福井・稲田総合法律事務所 代表<br>弁護士                                                                                      | いずれも重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社 外 監 査 役 | 高 坂 佳 郁 子 | 弁護士法人色川法律事務所 パート<br>ナー 弁護士<br>日本山村硝子株式会社 社外取締役<br>(監査等委員)<br>東洋炭素株式会社 社外監査役<br>アジア太平洋トレードセンター株<br>式会社 社外監査役 | いずれも重要な取引その他の関係はありません。 |

(注) 色川法律事務所は、令和2年1月1日付で、弁護士法人色川法律事務所へ組織変更しました。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位       | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                                               |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 内 藤 欣 也   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。                   |
| 社 外 取 締 役 | 勝 山 武 彦   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。                 |
| 社 外 監 査 役 | 福 井 啓 介   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 高 坂 佳 郁 子 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、監査役会13回すべてに出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。       |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

39百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針を決議しておりますが、概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、ファルコホールディングスグループで働くすべての取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、企業市民として社会に共感を得られる行動をとるため、「コンプライアンス規程」及び「ファルコ行動憲章」を制定するとともに、その周知徹底を行う。
  - 2) コンプライアンスの重要な問題を審議するとともに、ファルコホールディングスグループ全社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの遵守・徹底を推進し、コンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括するため、リスク管理委員会を設置する。
  - 3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。
  - 4) 「ファルコ行動憲章」の違反またはその恐れのある事実、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用し、コンプライアンスに係る問題の早期発見を図る。
  - 5) 反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み一切の関係をもたないことを「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に定めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力からの不当要求に対処するための社内体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 「総合リスク管理規程」に基づき、ファルコホールディングスグループ全体のリスクを組織横断的・統括的に管理するリスク管理体制を整備・強化するため、リスク管理委員会を設置する。
  - 2) リスク管理委員会は、各部門担当取締役の業務及び各事業会社に係るリスク管理状況の把握及びリスク対策状況の検証を行い、必要に応じて支援・提言を行うとともに、定期的に取締役会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会は、グループ戦略や資本政策を決定するとともに、グループ中期経営戦略、年度予算等を決議し、定期的に進捗状況の把握及び是正を行う。
  - 2) 当社及び各事業会社の職務執行上の重要事項を報告、審議するため、必要に応じて代表取締役の諮問機関を設置する。
  - 3) 各組織・役職等の役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を事業会社に示すとともに、「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項及び当社へ報告する事項を定め、この規程に基づき事業会社の経営管理を行う。
  - 2) 内部監査部門は、コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査を含め、当社及び各事業会社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、当該部署及び事業会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導、助言を行う。
  - 3) 当社及び各事業会社における内部統制報告制度の整備・運営を適正に図るため、当社に事務局を設置して、当社及び各事業会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等を効果的・効率的に行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じて、会社使用人の中から補助使用人として監査補助の任に当たらせる。
- ⑦ 監査役補助使用人の取締役からの独立性及び当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 前記の補助使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合、補助使用人は監査役補助職務に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。また、補助使用人の人事異動（異動先を含む）、人事評価、懲戒処分等については監査役の事前同意を得た上で行う。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社及び各事業会社の取締役及び使用人は、監査役会に対して、①当社及び各事業会社に重大な影響もしくは損害を及ぼすおそれのある事項、②毎月の経営状況として重要な事項、③重大な法令・定款違反、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤コンプライアンスに係る問題の相談・通報窓口への通報状況とその内容、⑥コンプライアンス上重要な事項、⑦重要な訴訟・係争に関する事項を速やかに報告する。
  - 2) 監査役への報告を行った当社及び各事業会社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社及び各事業会社の取締役と監査役会の定期的な意見交換会を設ける。監査役会は独自に顧問弁護士を委嘱し、特に専門性の高い法務・会計事項についてはより高い専門性を有する専門家に相談できる機会を保障する。
  - 2) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年度一定額の予算を設けるものとする。

## (2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行について
- 定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じてそれぞれ開催しております。
- また、取締役会の監督機能の強化のため、社外取締役を選任しております。更に、社外取締役と監査役（社外監査役を含む）とで構成する会合を定期的に開催し、相互の連携を図っております。
- 当事業年度においては、取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、経営に関する重要な事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員より定期的に報告を受けることで、職務及び業務の執行状況、経営情報の共有等を行っております。
- ② コンプライアンスについて
- 「コンプライアンス規程」、「ファルコ行動憲章」を制定し、コンプライアンス体制を構築するとともに、コンプライアンスに係る問題を早期に発見するため、外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用しております。
- ③ リスクマネジメントについて
- 「総合リスク管理規程」を制定し、リスクを分類するとともに、組織・管理体制等について定めております。また、リスク管理委員会を設置し、リスクを組織横断的に管理する体制を整えており、同委員会に報告された事項については定期的に取締役会に報告しております。
- ④ 監査役の職務遂行について
- 監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席しております。また、取締役（社外取締役を含む）、内部監査部門、外部専門家等と連携を図り、情報収集及び情報の共有化等に努めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、取締役の職務執行を監視しております。
- 当事業年度においては、監査役会を13回開催しております。
- ⑤ グループ管理体制について
- 「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項、報告する事項を定め、事業会社の管理・監督体制を構築しております。

（注）本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。比率その他の数字は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                  |               |
|--------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>16,311</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>9,634</b>  |
| 現金及び預金             | 7,272         | 支払手形及び買掛金                | 4,115         |
| 受取手形及び売掛金          | 6,044         | 短期借入金                    | 2,100         |
| 商品及び製品             | 906           | リース債務                    | 270           |
| 仕掛品                | 40            | 未払金                      | 1,481         |
| 原材料及び貯蔵品           | 542           | 未払法人税等                   | 383           |
| その他                | 1,512         | 賞与引当金                    | 422           |
| 貸倒引当金              | △6            | 資産除去債務                   | 12            |
|                    |               | その他                      | 847           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>15,646</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>3,430</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>10,316</b> | 長期借入金                    | 281           |
| 建物及び構築物            | 3,979         | リース債務                    | 858           |
| 工具器具備品             | 681           | 繰延税金負債                   | 10            |
| 土地                 | 4,727         | 役員退職慰労引当金                | 233           |
| リース資産              | 925           | 退職給付に係る負債                | 1,837         |
| 建設仮勘定              | 2             | 資産除去債務                   | 143           |
| その他                | 0             | その他                      | 65            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>665</b>    | <b>負 債 合 計</b>           | <b>13,064</b> |
| のれん                | 61            | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| ソフトウェア             | 447           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>18,828</b> |
| その他                | 157           | 資本金                      | 3,371         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>4,663</b>  | 資本剰余金                    | 3,391         |
| 投資有価証券             | 2,716         | 利益剰余金                    | 13,223        |
| 繰延税金資産             | 979           | 自己株式                     | △1,157        |
| その他                | 979           | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>△34</b>    |
| 貸倒引当金              | △11           | その他有価証券評価差額金             | △34           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>31,957</b> | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>98</b>     |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>18,893</b> |
|                    |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>31,957</b> |



# 連結損益計算書

(平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額   | 金 額           |
|--------------------|-------|---------------|
| 売上高                |       | 43,185        |
| 売上原価               |       | 30,848        |
| <b>売上総利益</b>       |       | <b>12,337</b> |
| 販売費及び一般管理費         |       | 11,496        |
| <b>営業利益</b>        |       | <b>841</b>    |
| 営業外収益              |       |               |
| 受取利息及び配当金          | 96    |               |
| 貸倒引当金戻入額           | 7     |               |
| その他の               | 67    | 171           |
| 営業外費用              |       |               |
| 支払利息               | 15    |               |
| 支払手数料              | 19    |               |
| 支払補償費              | 20    |               |
| その他の               | 14    | 70            |
| <b>経常利益</b>        |       | <b>941</b>    |
| 特別利益               |       |               |
| 投資有価証券売却益          | 26    |               |
| 受取保険金              | 1,928 | 1,954         |
| 特別損失               |       |               |
| 固定資産除却損            | 62    |               |
| 投資有価証券売却損          | 37    |               |
| 減損                 | 217   |               |
| 解体撤去費用             | 91    |               |
| 検査再構築費用            | 600   |               |
| その他の               | 36    | 1,045         |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> |       | <b>1,851</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 585   |               |
| 法人税等調整額            | 22    | 607           |
| <b>当期純利益</b>       |       | <b>1,243</b>  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |       | 1,243         |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                  |               |
|-----------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>7,497</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,958</b>  |
| 現金及び預金          | 5,615         | 短期借入金                    | 1,900         |
| 関係会社短期貸付金       | 1,286         | 関係会社短期借入金                | 640           |
| 未収入金            | 216           | 未払金                      | 284           |
| 未収還付法人税等        | 307           | 未払法人税等                   | 21            |
| その他             | 71            | 賞与引当金                    | 0             |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>13,154</b> | その他                      | 111           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,339</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>440</b>    |
| 建物及び構築物         | 3,145         | 長期借入金                    | 281           |
| 土地              | 4,164         | 繰延税金負債                   | 10            |
| その他             | 29            | 退職給付引当金                  | 1             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>48</b>     | 資産除去債務                   | 108           |
| ソフトウェア          | 29            | その他                      | 39            |
| その他             | 18            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>3,399</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,767</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| 投資有価証券          | 2,716         | <b>株 主 資 本</b>           | <b>17,188</b> |
| 関係会社株式          | 2,723         | 資本金                      | 3,371         |
| その他             | 330           | 資本剰余金                    | 3,292         |
| 貸倒引当金           | △3            | 資本準備金                    | 3,208         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>20,652</b> | その他資本剰余金                 | 83            |
|                 |               | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>11,682</b> |
|                 |               | 利益準備金                    | 103           |
|                 |               | その他利益剰余金                 | 11,579        |
|                 |               | 配当平均積立金                  | 3,000         |
|                 |               | 別途積立金                    | 3,500         |
|                 |               | 繰越利益剰余金                  | 5,079         |
|                 |               | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△1,157</b> |
|                 |               | 評価・換算差額等                 | △34           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金             | △34           |
|                 |               | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>98</b>     |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>17,253</b> |
|                 |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>20,652</b> |

# 損益計算書

(平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |              |
|-----------------|-----|--------------|
| 営業収益            |     | 2,423        |
| 営業費用            |     | 1,264        |
| <b>営業利益</b>     |     | <b>1,159</b> |
| 営業外収益           |     |              |
| 受取利息及び配当金       | 95  |              |
| その他の            | 7   | 102          |
| 営業外費用           |     |              |
| 支払利息            | 7   |              |
| 支払手数料           | 19  |              |
| その他の            | 7   | 34           |
| <b>経常利益</b>     |     | <b>1,227</b> |
| 特別利益            |     |              |
| 投資有価証券売却益       | 26  |              |
| 受取保険金           | 234 | 260          |
| 特別損失            |     |              |
| 固定資産除却損         | 2   |              |
| 投資有価証券売却損       | 36  |              |
| 減損損失            | 111 |              |
| 解体撤去費用          | 78  | 229          |
| <b>税引前当期純利益</b> |     | <b>1,258</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3   |              |
| 法人税等調整額         | △1  | 2            |
| <b>当期純利益</b>    |     | <b>1,256</b> |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和2年5月12日

株式会社ファルコホールディングス  
取締役会 御中

### PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 高井 晶 治 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 浦上 卓 也 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

令和2年5月12日

株式会社ファルコホールディングス  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 高井 晶 治 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 浦上 卓 也 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し取締役会等に出席するとともに、社外監査役と連携した監査活動を実施いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）に関する報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、平成31年2月に発生した総合研究所の火災事故の再発防止について、当社は鋭意取り組んでいることを確認しております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月12日

株式会社ファルコホールディングス 監査役会

監査役（常勤） 佐野 啓 一 ㊟  
監 査 役 福 井 啓 介 ㊟  
監 査 役 高 坂 佳 郁 子 ㊟

(注) 監査役福井啓介及び監査役高坂佳郁子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、連結業績に連動させつつ、安定的に配当するという考えのもと、自己株式の取得その他還元策を含めた連結純資産総還元率を尺度として利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円といたします。

なお、この場合の配当総額は、269,386,525円となります。

これにより、先に実施しました中間配当金（1株につき23円）と合わせまして、当事業年度の年間配当金は1株につき48円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年6月24日といたします。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役佐野啓一氏及び福井啓介氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 江口宏志<br>(昭和32年3月7日生)   | 昭和56年3月 株式会社関西医学検査センター(現当社)入社<br>平成26年6月 株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役<br>平成27年6月 当社取締役臨床事業室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長<br>平成29年6月 当社常務取締役臨床事業室長<br>令和元年5月 株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役会長(現任)<br>令和2年3月 当社業務監理室長(現任)                              | 11,460株    |
| 2     | 永島恵津子<br>(昭和29年8月23日生) | 昭和53年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所<br>昭和55年7月 公認会計士附柴会計事務所入所<br>昭和57年8月 公認会計士登録<br>昭和63年6月 公認会計士永島会計事務所設立 代表(現任)<br>平成20年4月 監査法人ベリタス代表社員<br>平成27年6月 ブルドックソース株式会社社外監査役<br>平成28年6月 同社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>令和元年6月 住友ベークライト株式会社社外監査役(現任) | 0株         |

- (注) 1. 監査役候補者全員（2名）は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 江口宏志氏は、令和2年6月17日をもって株式会社ファルコバイオシステムズの取締役を退任する予定であります。
4. 江口宏志氏を監査役候補者とした理由は、同氏が当社常務取締役、株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役社長など長年にわたり要職を歴任し、当社の事業及び経営に関する豊富な知識・経験を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補者いたしました。
5. 永島恵津子氏は、社外監査役候補者であります。
6. 永島恵津子氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる公認会計士としての財務及び会計に関する相当の知見、豊富な経験及び幅広い見識を有しておられることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
7. 永島恵津子氏が選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
8. 永島恵津子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成30年6月22日開催の第31回定時株主総会において補欠監査役に選任された永島恵津子氏の選任の効力は本総会開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役員の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 福井啓介<br>(昭和21年2月2日生) | 昭和47年4月 弁護士登録（京都弁護士会入会）<br>昭和51年3月 福井法律事務所（現福井・稲田総合法律事務所）<br>設立、代表（現任）<br>平成8年4月 京都簡易裁判所民事調停委員<br>平成13年4月 京都弁護士会会長<br>日本弁護士連合会常務理事<br>平成14年4月 日本弁護士連合会監事<br>平成15年7月 京都府人事委員会委員<br>平成21年4月 近畿弁護士会連合会理事長<br>日本弁護士連合会理事<br>平成23年7月 京都府人事委員会委員長<br>平成28年6月 当社社外監査役（現任） | 2,000株     |

(注) 1. 福井啓介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 福井啓介氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 福井啓介氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通しており、平成28年6月から当社社外監査役としてその任務を適切に遂行され、企業経営の健全性を確保する十分な知識・経験及び高い見識を有しておられることから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

4. 福井啓介氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終了の時をもって4年となります。

5. 福井啓介氏が監査役に就任することとなった場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額4億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の枠内にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。本議案に基づきご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬額と合わせた取締役の報酬額は、現行の報酬額と同じ年額4億円以内となります。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。但し、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

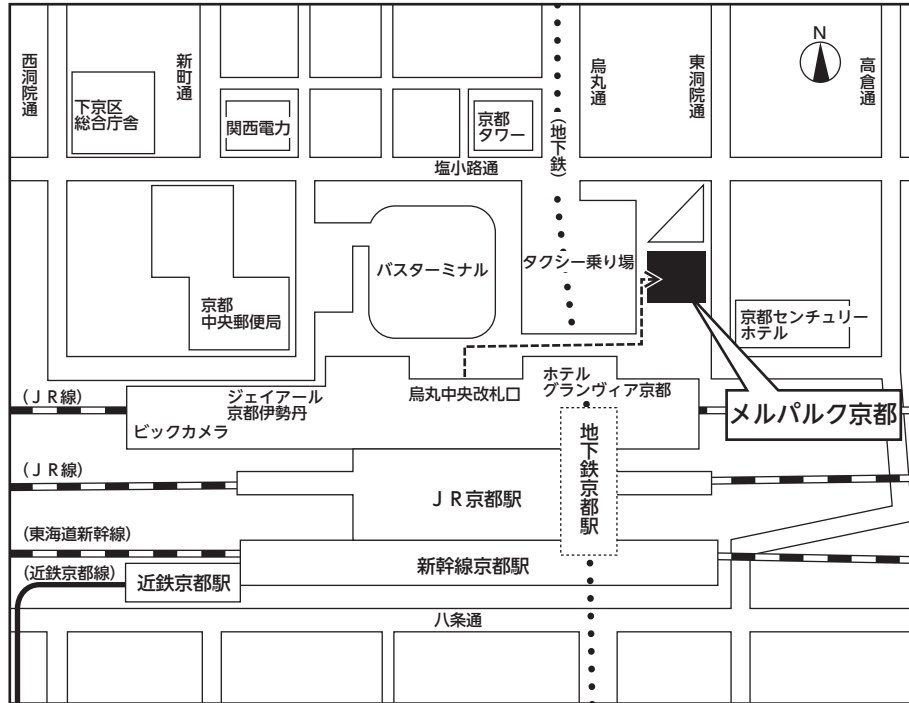
### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会 場 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13  
メルパルク京都 6階 会議室C



- (交通のご案内)
- ・ J R 京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩 3 分
  - ・ 地下 ( J R 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央 1 改札口 ) より、「出口 5」をご利用ください。
  - ・ 近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、 J R 京都駅烏丸中央改札口方向へお進みください。
- (お 願 い)
- ・ 駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。